無利子で奨学金を貸し付けます～東京都育英資金

【育英資金とは】
　勉強する意欲がありながら経済的理由により学校に通い続けることが困難な生徒・学生本人に、無利子で奨学金を貸し付ける制度です。

【申込みできる方】
○国・公・私立の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校（高等課程）、都内に所在する高等専門学校又は専修学校（専門課程）に在学していること。
○申込者と申込者を扶養している方（税法上の扶養者）が、貸付を開始する月の初日に共に住所が都内にあること。
○勉学意欲があり、経済的理由により修学が困難なこと。
○同種の奨学金（給付制のものを除く）を他から借り受けていないこと。
　等です。

【申込期間】
　申込みは、在学する学校で行います。申込み期間は、毎年4月から各学校が定める期間内（1か月程度）です。

【その他】
○借り受けた本人は、貸付終了後に必ず返還しなければなりません。
○詳しくは、「東京都私学財団」にお問い合わせください。

東京都育英資金についてのご案内

○東京都私学財団
■電話　03（5206）7929　　平日　午前9時15分から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

http://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_ikuei/pa_ikuei1.html